

## 居宅介護支援事業所 利用料金目安表

居宅介護支援に関するサービス利用料金については、基本的にはご利用者様の自己負担はありません。

※ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する事が出来ない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。

お支払い後、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、指定居宅介護支援提供証明書を市区町村へ提出しますと、所定額の払い戻しを受ける事が出来ます。

### ① 基本料金

|         |      |         |
|---------|------|---------|
| 居宅介護支援費 | 要介護1 | ¥11,620 |
|         | 要介護2 |         |
|         | 要介護3 | ¥15,097 |
|         | 要介護4 |         |
|         | 要介護5 |         |

### ② 加算料金

下記の加算については、各基準に適合した場合に算定します。

|  |          |          |
|--|----------|----------|
| 初回加算Ⅰ<br>(新規に居宅サービスを作成した場合)<br>(要介護状態区分が2段階以上変更となった場合) | ¥3,210   |          |
| 入院時情報連携加算Ⅰ   | ¥2,675   |          |
| 入院時情報連携加算Ⅱ   | ¥2,140   |          |
| 退院・退所加算Ⅰ   | イ ¥4,815 | ロ ¥6,420 |
| 退院・退所加算Ⅱ   | イ ¥6,420 | ロ ¥8,025 |
| 退院・退所加算Ⅲ   | ¥9,630   |          |
| 通院時情報連携加算  | ¥535     |          |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算  | ¥2,140   |          |
| 特定事業所加算Ⅲ   | ¥3,456   |          |

※「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスのガイドライン」等の内容に沿った取組を行います。

### ③ その他の料金

|         |  |
|---------|--|
| 交通費     | 茅ヶ崎市内にお住まいの方は無料<br>茅ヶ崎市外にお住まいの方は訪問場所によって<br>交通費の実費を頂く事があります。                         |
| 解約料     | ご利用者はいつでも解約する事ができ料金はかかりません。  |
| 事務手続き代行 | ご利用者の希望によって事務手続きを代行する事がありますが、<br>その手続きにかかる費用は実費となります。<br>※要介護認定申請に関わる事務手続きの代行については無料 |

※利用料金の詳細内容につきましては介護支援専門員にお問い合わせください。

## 重要事項説明書

### 1 事業所の概要

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 事業所名      | 医療法人 徳洲会 茅ヶ崎徳洲会駅前介護センター |
| 所在地       | 神奈川県茅ヶ崎市幸町14-1          |
| 事業者指定番号   | 1472400223 号            |
| 管理者・連絡先   | 塩崎 芳浩 0467-88-2112      |
| サービスの提供地域 | 茅ヶ崎市                    |

### 2 事業所の職員体制等

| 職種      | 従事するサービス種類、業種                        | 人員     |
|---------|--------------------------------------|--------|
| 管理者     | 従事者の管理・指導・業務の管理・事業の状態把握・調整           | 1名     |
| 介護支援専門員 | 面接・居宅サービス計画作成・各担当者会議の運営・サービス業者との連絡調整 | 3名以上   |
| 事務担当職員  | 必要な事務                                | 1名(常勤) |

### 3 営業時間

| 区分       | 平日         | 土曜日        | 日祭日 |
|----------|------------|------------|-----|
| 営業時間     | 8:30~17:00 | 8:30~17:00 | 休み  |
| 24時間連絡体制 | あり         | あり         | あり  |

(注) 年末年始(12/31~1/3は「日祭日」の扱いとなります。)

(1) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保しています。

※緊急連絡先 : 080-4625-6910

### 4 サービスの利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。

・公共交通機関の実費(必要やむを得ない場合タクシー代を含む)

## 5 サービスの内容

(1)利用者自身がサービス事業所を選択するにあたり公正中立な立場から特定のサービス事業所に偏ることがないように情報を提供します。それを踏まえ前6月間に作成された居宅サービス計画書の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の割合が多い上位3位を文書にし理由を説明します。また利用者の求めに応じて、ケアプラン上に位置付けた理由を説明します。

また介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

(2)利用者が入院した際には、入院先に担当している介護支援専門員の事業者名・氏名・連絡先を伝えて下さい。医療機関との連携に努めます。

(3)医療系サービス(訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリ・短期入所療養介護等)の導入について介護支援専門員が意見を求めた主治医に対しケアプランを渡します。

## 6 秘密保持

(1)事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

(2)あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 7 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者及び家族関係者、その他、関係各所に連絡し必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

## 8 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底する観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施訓練を実施します。

## 9 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止の為、高齢者虐待防止法に基づき、下記の対策を講じます。

(1)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(2)利用者やその家族からの苦情解決体制を整備します。

(3)成年後見制度の利用を支援する等、虐待防止の為に必要な措置を講じます。

## 10 業務継続計画(BCP)の策定

感染症や非常災害において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

## 11 身体的拘束の適正化

身体的拘束の適正化の指針に基づきサービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

## 12 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

|        |  |
|--------|--|
| 相談コーナー | 電話番号 0467-88-2112<br>FAX番号 0467-88-3656<br>相談員 塩崎 芳浩/和田 弥生/横山 明子<br>対応時間 勤務時間に同じ |
|--------|--|

○次の公的機関においても苦情相談等ができます

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 茅ヶ崎市役所<br>介護保険課<br>給付担当  | 所在地 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1<br>電話番号 0467-81-7164 (直通)<br>FAX番号 0467-82-1435<br>対応時間 月～金 8:30～17:00<br>休日/土日祝祭日・年末年始(12/29～1/3) |
| 神奈川県国民健康保険<br>団体連合会(国保連) | 所在地 神奈川県横浜市西区楠町27-1<br>電話番号 045-329-3447<br>利用時間 月～金 8:30～17:15<br>休日/土日祝祭日・年末年始(12/29～1/3)                             |
|                          | 所在地<br>電話番号<br>FAX番号  |

### 【説明確認欄】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 神奈川県茅ヶ崎市幸町14-1  
事業者名 医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会駅前介護センター  
説明者 \_\_\_\_\_

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意いたしました。

また、当該説明書の交付を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人又は立会人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 重要事項説明書

### 1 事業所の概要

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 事業所名     | 医療法人 徳洲会 茅ヶ崎徳洲会駅前介護センター |
| 所在地      | 神奈川県茅ヶ崎市幸町14-1          |
| 事業者指定番号  | 1472400223 号            |
| 管理者・連絡先  | 塩崎 芳浩 0467-88-2112      |
| サービス提供地域 | 茅ヶ崎市                    |

### 2 事業所の職員体制等

| 職種      | 従事するサービス種類、業務                        | 人員       |
|---------|--------------------------------------|----------|
| 管理者     | 従事者の管理・指導・業務の管理・事業の状態把握・調整           | 1名       |
| 介護支援専門員 | 面接・居宅サービス計画作成・各担当者会議の運営・サービス業者との連絡調整 | 4名(常勤3名) |
| 事務担当職員  | 必要な事務                                | 1名(常勤)   |

### 3 営業時間

| 区分       | 平日         | 土曜日        | 日祭日 |
|----------|------------|------------|-----|
| 営業時間     | 8:30~17:00 | 8:30~17:00 | 休み  |
| 24時間連絡体制 | あり         | あり         | あり  |

(注) 年末年始(12/31~1/3は「日祭日」の扱いとなります)

(1) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要時応じて利用者の相談に対応する体制を確保しています。

※ 緊急連絡先 : 080-4625-6910

### 4 サービスの利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。

・公共交通機関の実費(必要やむを得ない場合タクシー代を含む)

・自動車の場合(自家用自動車)

実施地域外は自家用車で燃料実費負担相当を徴収する

2km毎に50円

### 5 サービスの方針等

(1) 利用者に複数の居宅サービス事業所を紹介し、選択する為に必要な情報を提供します。

また、利用者の求めに応じて、ケアプラン上に位置づけた理由を説明します。

- (2) 利用者が入院した際には、入院先に担当している介護支援専門員の事業者名・氏名・連絡先を伝えて下さい。  
医療機関との連携に努めます。
- (3) 医療系サービス(訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリ・短期入所療養介護等)の導入について  
介護支援専門員が意見を求めた主治医に対しケアプランを渡します。

## 6 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 7 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者及び家族関係者、その他関係各所に連絡し必要な措置を講ずる。また賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## 8 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

|        |   |
|--------|---|
| 相談コーナー | 電話番号 0467-88-2112<br>FAX番号 0467-88-3656<br>相談員 塩崎 芳浩／和田 弥生／横山 明子／<br>対応時間 勤務時間に同じ |
|--------|---|

○次の公的機関においても苦情相談等ができます

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 茅ヶ崎市役所<br>介護保険課<br>給付担当  | 所在地 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1<br>電話番号 0467-81-7164 (直通)<br>FAX番号 0467-82-1435<br>対応時間 月～金 8:30～17:00<br>休日／土日祝祭日・年末年始(12/29～1/3) |
| 神奈川県国民健康保険<br>団体連合会(国保連) | 所在地 神奈川県横浜市西区楠町27-1<br>電話番号 045-329-3447<br>ナビダイヤル 0570-02210<br>利用時間 月～金 8:30～17:15<br>休日／土日祝祭日・年末年始(12/29～1/3)        |
|                          |   |

【説明確認欄】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 神奈川県茅ヶ崎市幸町14-1  
事業者名 医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会駅前介護センター  
説明者 \_\_\_\_\_ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意いたしました。  
また、当該説明書の交付を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印